

インデックス ファンド225

追加型株式投資信託/インデックス型(日経225連動型)/自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は「交付目論見書」と「請求目論見書」を合冊しております。

インデックス ファンド225

追加型株式投資信託/インデックス型(日経225連動型)/自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家に交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「インデックスファンド225」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年9月16日に関東財務局長に提出しており、平成17年9月17日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月16日および7月7日に関東財務局長に提出しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 「インデックスファンド225」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記載されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加設定される受益権の帰属は、日興アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンド情報」-「その他の情報」-「その他」-「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「ファンド情報」-「管理及び運営の概要」-「信託の終了他」に記載の「約款変更」の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社などに当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、後述の「信託約款(平成19年1月4日実施予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

基本情報

ファンドの概要	1
取得申込み手続きの概要	2
換金手続きの概要	3

特 色

ファンドの特色	5
投資方針	8

投資リスク

ファンドのリスク	12
リスク管理体制	13

費用・税金

手数料等及び税金	14
----------------	----

ファンド情報

ファンドの性格	19
管理及び運営の概要	21
その他の情報	25

運 用

ファンドの運用状況	29
財務ハイライト情報	34

そ の 他

約 款	38
(ご参考:「信託約款(平成19年1月4日実施予定)の変更内容について」)	
用 語 集	71

照会先

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00~17:00 土、日、祝日は除く。
ただし、半休日となる場合は9:00~12:00)

ファンドの概要

ファンドの名称	インデックスファンド225 (以下「ファンド」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託 / インデックス型(日経225連動型) / 自動ついで投資適用
ファンドの目的	わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	「インデックス マザーファンド 225」受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
主なリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動リスク ・流動性リスク ・信用リスク ・指数とのカイ離リスク
信託期間	無期限とします(昭和63年6月17日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	毎年6月16日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配方針	毎決算時に、利子・配当収入を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.546%(税抜0.52%)以内

商品内容を充分にご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

取得申込み手続きの概要

申込方法

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
- ・＜分配金再投資コース＞をお選びの場合、お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく(累積)投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社などは、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

取扱時間

原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

申込価額 (発行価格)

取得申込受付日の基準価額とします。
直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

申込手数料

販売会社が定めるものとします。お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社におけるお申込手数料率は2.1%(税抜2%)が上限となっております。

基本情報

基本情報

申込金額	お申込価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
申込取扱場所	販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。
申込期間	平成17年9月17日から平成18年9月15日とします。 平成18年9月16日以降のお申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

換金手続きの概要

途中換金	原則として、いつでも換金が可能です。
取扱時間	原則として、午後3時(わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金単位	< 分配金再投資コース > 1口単位 < 分配金受取りコース > 1口単位 販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 解約請求による換金 >

解約価額	解約請求受付日の基準価額とします。
手取額	1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%(内国法人は所得税のみの7%))を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。
支払開始日	お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
受付中止	<ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

< 買取請求による換金 >

買取価額	買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。
手取額	1口当たりのお手取額は、当該買取価額となります。
受付中止	<ul style="list-style-type: none"> ・販売会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益証券の買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。 ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

ファンドの特色

1

日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。

- ・「インデックス マザーファンド 225」受益証券への投資を通じて、日本株式市場全体の動きをとらえ、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします(ファミリーファンド方式)。

後述の「ファミリーファンド方式について」をご参照ください。

- ・中長期にわたって保有することで、日本経済の成長を享受することが可能になります。

2

「バークレイ日本株式モデル」に従って、東京証券取引所第一部上場全銘柄の中から、原則として200銘柄以上に投資します。

マザーファンドにおいて、モダンポートフォリオ理論に基づく「バークレイ日本株式モデル」を活用した日経平均株価の特性分析により、原則として200銘柄以上で運用しながら日経平均株価との高い連動性の実現に努めます。

3

株式の実質組入比率は高位を保ちます。

株式組入比率(マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。)は原則として高位を維持します。したがって、基準価額は大きく変動することがあります。

日経平均株価(225種・東証)の動きへの連動をめざします

マザーファンドにおいて、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざし、「バーラ日本株式モデル」を活用し、次のポートフォリオ管理を行ないます。

投資対象銘柄の中から、原則として200銘柄以上に分散投資を行ないます。

資金の流出入に伴う売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオの乖離を縮小するように売買を行ないます。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

なお、当ファンドの基準価額と日経平均株価の動きの乖離は、主として株式の配当金、信託報酬の費用負担、組入銘柄の選定に伴う影響などにより生じます。

バーラ日本株式モデル

日本株式への投資から期待される収益(必然的にリスクを伴います。)の発生源を、
市場全体の動き
財務・株式関連データから開発された個別銘柄の株価変動指標
業種指標
ポートフォリオ(または個別銘柄)固有の特性
などからもたらされる部分に分解・分析し、数値化します。

これらのデータをもとに、常に市場全体の株価変動の性格分析を行なうと同時に、検証を重ねつつ最適のポートフォリオを求めます。

日経平均株価(225種・東証)

日経平均株価は、日本経済新聞社が発表している平均株価で、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、株式市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。

同株価に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は同株価の内容を変える権利を有しています。

特 色

運用プロセス評価

当ファンドは、格付投資情報センター(R&I)から「R&I投信運用プロセス評価」で最高評価「AAAfp」を1999年8月20日に獲得しました。引き続き、現在も同評価を得ています。

当ファンドはR&Iより次のように評価されAAAfpを獲得しました。

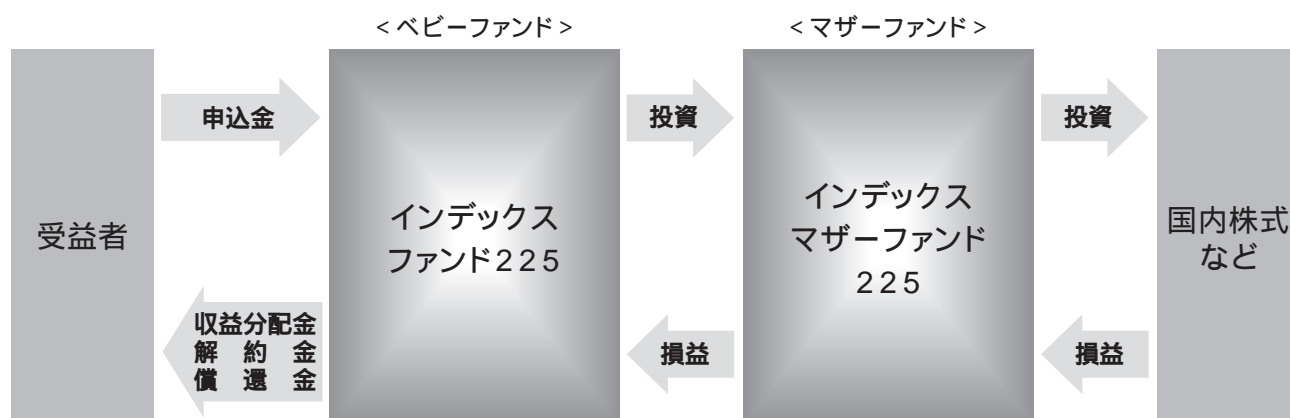
当ファンドは、日経平均株価の動きに連動した運用成績を達成することを目標とするファンドであり、その手段としてバーラモデルの最適化法を有効に利用している。「連動」の定義に関して、第一にトラッキングエラーの縮小を図り、第二に超過収益の絶対値の縮小を追求する、ということが運用の全ての段階で徹底している。実際の運用では、ベンチマークと実際の運用成績のカイ離について、ベンチマークに対してリスクを冒すことなく削減可能な要因と、不可能な要因に明確に区分している。前者に関してはそのカイ離の削減に十分な努力を払い、後者に関しては、ベンチマークに対してリスクを取らない運用を行なっている。これは当ファンドの運用目標に対して、極めて忠実な運用姿勢と評価できる。

(R&Iプレスリリースより抜粋)

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果などをお約束するものではありません。

<ファミリーファンド方式について>

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



<分配金再投資コース>の場合、原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

投資方針

投資方針

インデックスファンド225	インデックス マザーファンド 225
<ul style="list-style-type: none"> ●わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。 ●「インデックス マザーファンド 225」受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。 ●株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。 ●わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。 ●株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
<ul style="list-style-type: none"> ●ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 	

特
色

投資対象

< インデックスファンド225 >

「インデックス マザーファンド 225」受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

< インデックス マザーファンド 225 >

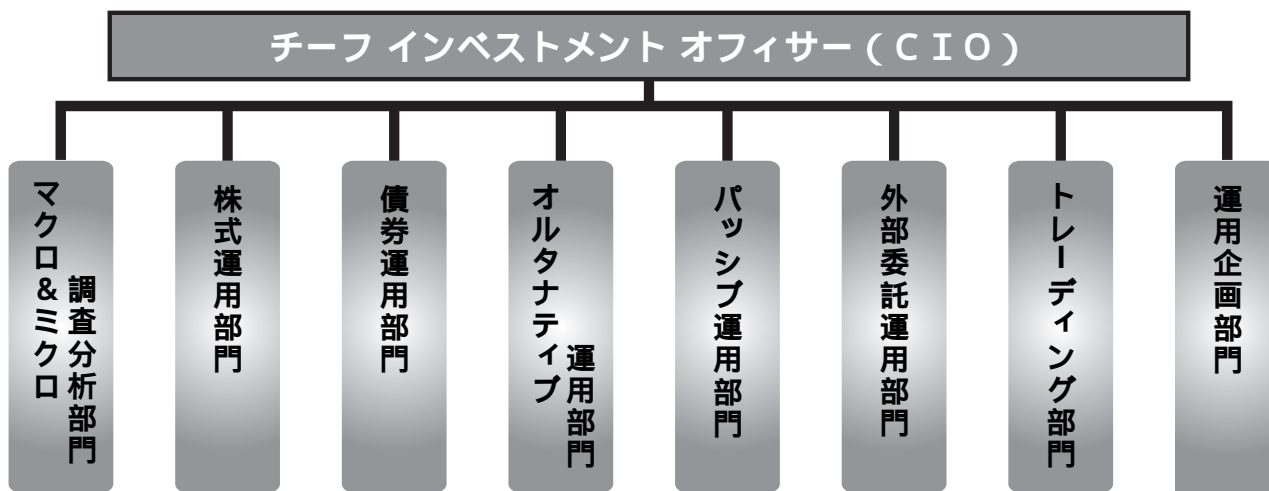
わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

その他の投資対象に関しましては「約款」をご覧ください。

特 色

運用体制

特
色



< 運用全体の流れ >

運用方針の策定

投資委員会
(国内外の経済見通し、市況見通し
および資産配分の基本方針の決定)

投資委員会は、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。

各運用部門
(個別資産および資産配分戦略に係る
具体的な運用方針の策定)

各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。

運用の実行

各運用部門のファンドマネージャー
(ポートフォリオの構築・管理)

各運用部門のファンドマネージャーは、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門
(売買執行)

トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。

上記体制は平成18年7月7日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

分配方針

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

分配対象額についての分配方針

利子・配当収入を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行ないます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。< 分配金再投資コース > の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資制限

約款に定める投資制限

< インデックスファンド225 >

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- 3) 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。

< インデックス マザーファンド 225 >

- 1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。

その他の投資制限に関しましては「約款」をご覧ください。

法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) 先物取引等の評価損の制限(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則)

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の および に掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)並びに および に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション等の売付約定に係るものを除きます。)

当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴ない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価との差額であって評価損となるもの

ファンドのリスク

- ・当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

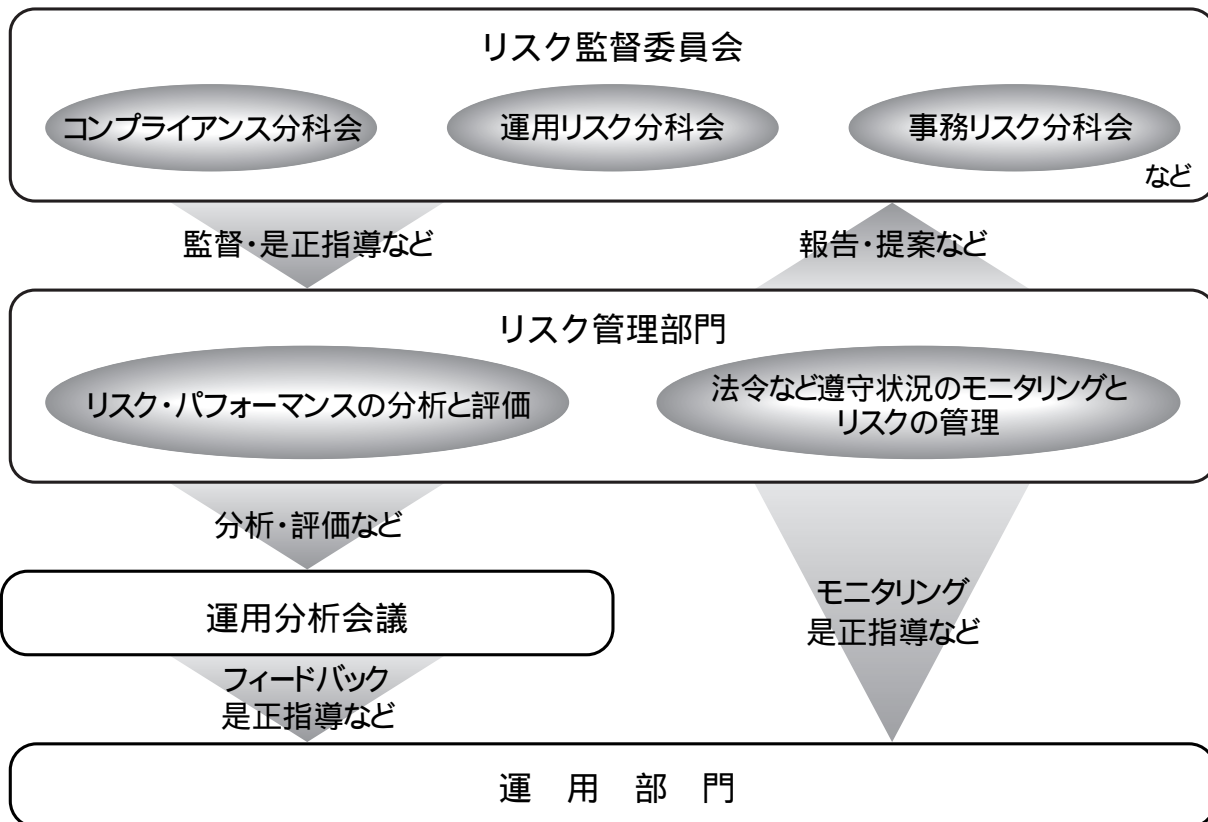
信用リスク

一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

指数とのカイ離リスク

当ファンドの基準価額と日経平均株価の動きのカイ離は、主として株式の配当金、信託報酬の費用負担、組入銘柄の選定に伴う影響などにより生じます。

リスク管理体制



リスク・パフォーマンスの分析と評価

ファンド財産について運用状況の分析・評価と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る分析と評価の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはコンプライアンス分科会・運用リスク分科会・事務リスク分科会などに報告し、運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成18年7月7日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

手数料等及び税金

受益者が、お申込みから換金(解約)までに直接、間接にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。

詳しくは、次頁以降の「申込手数料」から「課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

下記の税率は、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に適用されるものです。

時 期	費用・税金	内 容	
直接負担	お申込時	お申込手数料 (1口当たり)	基準価額の2.1%(税抜2%)以内
	収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対し10%*(うち地方税3%)
	換金(解約)時	換金手数料	ありません
		信託財産留保額	ありません
		所得税・地方税	解約差益に対し10%*(うち地方税3%)
償還時	所得税・地方税	償還差益に対し10%*(うち地方税3%)	
間接負担	保有時	信託報酬	純資産総額に対し 年率0.546%(税抜0.52%)以内
		監査費用	純資産総額に対し 年率0.0084%(税抜0.008%)以内
	売買委託手数料など	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料 などのファンドを運用するための費用など	

*内国法人につきましては7%の源泉徴収となります。

解約または償還により生じた損失については、個人受益者は申告を行なうことにより、株式等譲渡益との損益通算が可能となります。

買取請求に係る課税上の取扱いは、上記と異なります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

お申込手数料は販売会社が定めます。上記は販売会社が定めた手数料率のうち上限の率を記載しております。

売買委託手数料などには、消費税等相当額がかかります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご参照ください。

費用・税金

申込手数料

申込手数料

販売会社が定めるものとし、お申込手数料につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社におけるお申込手数料率は2.1%(税抜2%)が上限となっております。
- ・お申込手数料の額(1口あたり)は、取得申込受付日の基準価額にお申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)手数料

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年0.546%(税抜0.52%)以内の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬(有価証券届出書提出日現在)の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬率(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
1,000億円以下の部分	0.5460% (0.52%)	0.2310% (0.22%)	0.2100% (0.20%)	0.1050% (0.10%)
1,000億円超の部分		0.1785% (0.17%)	0.2625% (0.25%)	

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

その他の手数料等

	信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
売買委託手数料など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引に要する費用など。
監査費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、信託期間を通じて日々、信託財産の純資産総額に対し年0.0084%(税抜0.008%)以内の率を乗じて得た金額が費用計上されます。
租税など	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、借入金の利息および立替金の利息。

課税上の取扱い

< 公募株式投資信託の税制 >

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のよう
な取扱いとなります。

< 個人受益者の場合 >

	平成16年1月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日以降
収益分配金	普通分配金に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	普通分配金に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約金 償還金	個別元本超過額に対し 10%の源泉徴収(申告不要)	個別元本超過額に対し 20%の源泉徴収(申告不要)
解約損 償還損	解約損または償還損と株式等の譲渡益との損益通算可	
譲渡損益	申告分離課税(株式等の譲渡損益との損益通算可)	

確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。

法人の場合、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は7% (所得税のみ)、平成20年4月1日以降は15%(所得税のみ)の源泉徴収となります。

上場株式等に限定されている特定口座の利用が平成16年10月より可能となりました。なお販売会社によって対応時期などが異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

〔平成16年1月1日から平成20年3月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等(上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)のほか、未上場の株式投資信託の受益証券を含みます。以下同じ。)の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等(公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を含みます。以下同じ。)に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

〔平成20年4月1日以降〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。

解約時および償還時に損失が生じた時には、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

買取請求の取扱い

〔平成16年1月1日から平成19年12月31日まで〕

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

〔平成20年1月1日以降〕

公募株式投資信託を譲渡(買取請求)した場合の譲渡益は、譲渡所得等とみなされ、譲渡益に対し20%(所得税15%および地方税5%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

譲渡損益は、確定申告を行なうことで、株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、上場株式等に係る譲渡損失の3年間の繰越控除の対象となります。

法人受益者の場合 収益分配金、解約金、 償還金の取扱い

〔平成16年1月1日から平成20年3月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

〔平成20年4月1日以降〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収となります。なお、特別分配金は課税されません。

なお、源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

益金不算入制度 の適用

益金不算入制度が適用される場合があります。

個別元本

- ・各受益者の買付時の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

個別元本超過額

- ・償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額(解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額)が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- ・この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と 特別分配金

- ・収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- ・受益者が収益分配金を受け取る際
 - 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - 3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの性格

ファンドの性格

ファンドの目的

わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの基本的性格

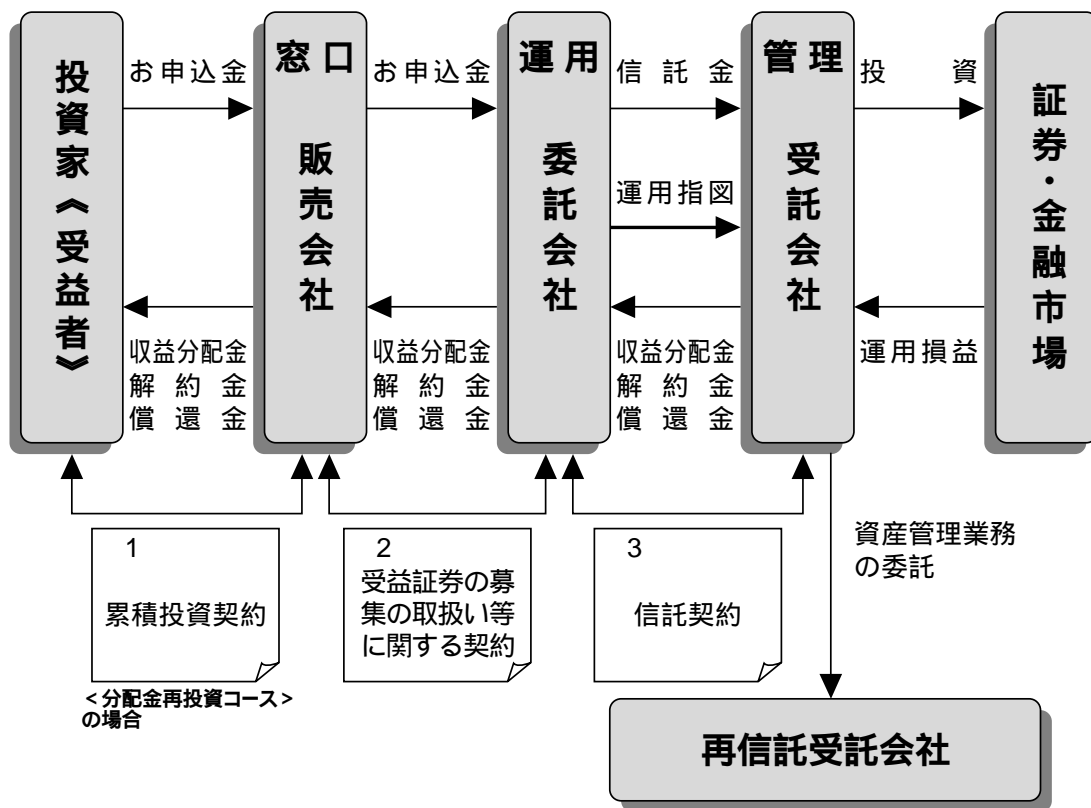
追加型株式投資信託 / インデックス型(日経225連動型)

「インデックス型(日経225連動型)」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果を目指すもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンド運営の仕組み



- 1 累積投資業務において取り扱う有価証券について、金銭の払込方法、有価証券の買付および保管の方法などを投資家と販売会社の間で規定したもの。基本的に収益分配金は再投資され、有価証券は販売会社において混蔵保管されます。「自動ついで投資契約」、「自動積立投資契約」などの名称が用いられることがあります。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう受益証券の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

関係法人の名称 および役割

販売会社

- ・ 受益証券の募集および販売の取扱い
- ・ 解約金、収益分配金および償還金の取扱い
- ・ 目論見書および運用報告書の交付 など

委託会社

日興アセットマネジメント株式会社

- ・ 信託財産の運用指図
- ・ 受益証券の発行
- ・ 目論見書および運用報告書の作成 など

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しません。

受託会社

三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社から当ファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

- ・ 信託財産の管理・保管
- ・ 信託財産の計算 など

委託会社の概況

(平成18年5月末日現在)

1) 名称

日興アセットマネジメント株式会社

2) 代表者の役職氏名

取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

3) 本店の所在の場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

4) 資本金

16,174百万円

5) 会社の沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

昭和35年：「証券投資信託法」(当時)に基づく免許を受けて営業を開始

昭和60年：投資顧問業開始

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

6) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社 日興コーディアルグループ	東京都中央区日本橋兜町6番5号	1,128,425株	61.69%
NAMホールディングス 株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	691,700株	37.82%

管理及び運営の概要

資産管理等の概要

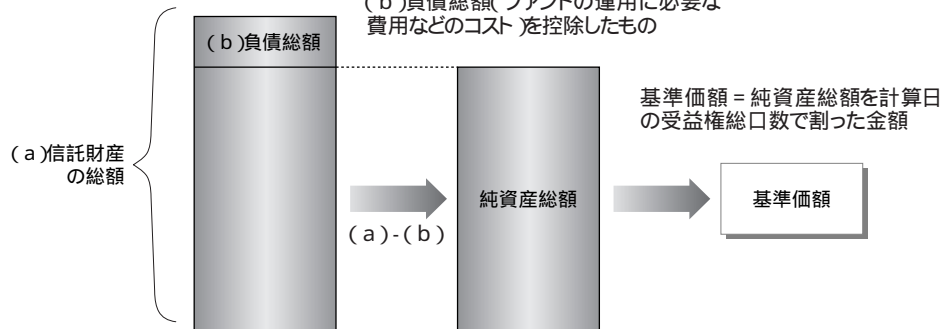
資産の評価 基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >

(a) 信託財産の総額 = ファンドに組み入れられている株式や公社債などを時価などにより評価したもの

純資産総額 = (a) 信託財産の総額から (b) 負債総額(ファンドの運用に必要な費用などのコスト)を控除したもの



有価証券などの 評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の最終相場(ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段)で評価します。

基準価額の 算出頻度と公表

- ・ 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- ・ 直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

(9:00 ~ 17:00 土、日、祝日は除く。)
(ただし、半休日となる場合は9:00 ~ 12:00)

保管

< 分配金再投資コース >

受益証券は、「自動けいぞく(累積)投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

< 分配金受取りコース >

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券は発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

計算期間

毎年6月17日から翌年6月16日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

信託の終了他

信託の終了 (繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 対象インデックスが改廃の場合
 やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

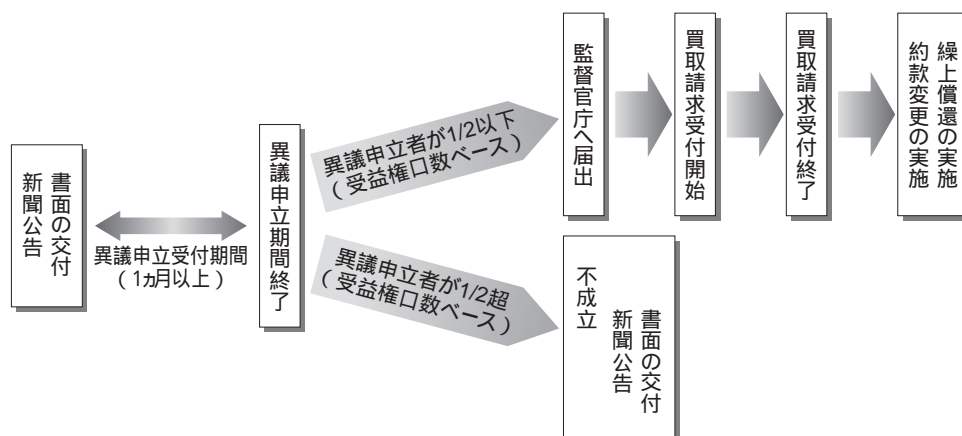
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
- 5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ >



償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ・ 収益分配金・償還金受領権
- ・ 解約請求権
- ・ 帳簿閲覧権

その他の情報

内国投資信託受益証券事務の概要

名義書換

- ・受益証券は原則として無記名式です。
- ・ただし、委託会社の指定する手続きにより、記名式に変更することもできます。この場合、委託会社は受益者の名簿を作成します。
- ・名義書換手数料はありません。
- ・名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

譲渡制限の内容

- ・譲渡制限はありません。
- ・ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券の再発行

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記受益証券の再交付の手続きを準用します。
- ・受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対し実費を請求することができます。

(注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前述の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に支払います。

< 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

その他

国内投資信託 受益証券の形態等

- ・無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額 (設定総額)

5兆円を上限とします。

払込期日および 払込取扱場所

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付利されません。
- ・お申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定を行なう日に販売会社より委託会社の口座に払い込まれます。
- ・委託会社は、発行価額の総額(設定総額)を、追加設定を行なう日に受託会社のファンドの口座に振り込みます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社のファンドの口座に払い込まれます。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

< 振替受益権について >

- ・ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約などにおける決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

< 既発行受益証券の振替受益権化について >

- ・委託会社は、「ファンド情報」-「管理及び運営の概要」-「信託の終了他」-「信託約款の変更」の5)の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。
- ・振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社などに当該申請の手続きを委任することができます。

有価証券届出書(有価証券届出書の訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所

ファンドの詳細情報の項目

該当事項はありません。

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 【ファンドの沿革】
- 第2 【手続等】
 - 1 【申込(販売)手続等】
 - 2 【換金(解約)手続等】
- 第3 【管理及び運営】
 - 1 【資産管理等の概要】
 - (1)【資産の評価】
 - (2)【保管】
 - (3)【信託期間】
 - (4)【計算期間】
 - (5)【その他】
 - 2 【受益者の権利等】
- 第4 【ファンドの経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益及び剰余金計算書】
 - (3)【附属明細表】
 - 2 【ファンドの現況】
 - 【純資産額計算書】
- 第5 【設定及び解約の実績】

ファンドの運用状況

以下の運用状況は平成 18 年 4 月 28 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価 (千円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	260,424,024	98.98
日本	260,424,024	98.98
有価証券指数等先物取引 (買建)	(2,462,100)	(0.94)
日本	(2,462,100)	(0.94)
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	2,687,188	1.02
純資産総額	263,111,213	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

< 親投資信託受益証券 >

発行地	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
日本	インデックス マザーファンド 2 2 5	159,144,478,632	1.1181	177,939,741,992	1.6364	260,424,024,833	98.98

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.98
合計	98.98

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券指数等先物取引 >

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	日経平均株価先物 2006-06	買建	145	2,488,116,169	2,462,100,000	0.94

(3) 運用実績

純資産の推移

期別	1口当たりの純資産額(円)		純資産総額(百万円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第8計算期間末(1996年06月16日)	0.5988	0.6018	106,470	107,003
第9計算期間末(1997年06月16日)	0.5477	0.5507	101,091	101,644
第10計算期間末(1998年06月16日)	0.3861	0.3881	79,175	79,585
第11計算期間末(1999年06月16日)	0.4515	0.4535	87,755	88,144
第12計算期間末(2000年06月16日)	0.4272	0.4292	62,369	62,661
第13計算期間末(2001年06月18日)	0.3318	0.3323	136,302	136,507
第14計算期間末(2002年06月17日)	0.2794	0.2794	181,185	181,185
第15計算期間末(2003年06月16日)	0.2325	0.2325	189,444	189,444
第16計算期間末(2004年06月16日)	0.3061	0.3071	225,025	225,760
第17計算期間末(2005年06月16日)	0.3006	0.3016	227,486	228,242

	1口当たりの純資産額(円)	純資産総額(百万円)
2005年04月末日	0.2912	216,195
2005年05月末日	0.2980	224,920
2005年06月末日	0.3054	229,187
2005年07月末日	0.3136	224,926
2005年08月末日	0.3272	212,864
2005年09月末日	0.3589	220,604
2005年10月末日	0.3596	220,335
2005年11月末日	0.3930	234,669
2005年12月末日	0.4258	253,110
2006年01月末日	0.4399	267,076
2006年02月末日	0.4280	261,428
2006年03月末日	0.4523	269,337
2006年04月末日	0.4481	263,111

分配の推移

	1口当たり税込み分配金(円)
第8期	0.0030
第9期	0.0030
第10期	0.0020
第11期	0.0020
第12期	0.0020
第13期	0.0005
第14期	0
第15期	0
第16期	0.0010
第17期	0.0010

収益率の推移

	収益率 (%)
第 8 期	48.52
第 9 期	8.03
第 10 期	29.14
第 11 期	17.46
第 12 期	4.94
第 13 期	22.21
第 14 期	15.79
第 15 期	16.79
第 16 期	32.09
第 17 期	1.47

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(参考) インデックス マザーファンド 225

以下の運用状況は平成18年4月28日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。
- ・有価証券指数等先物取引の金額は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(1) 投資状況

投資資産の種類	時価(千円)	投資比率(%)
株式	300,186,831	99.42
日本	300,186,831	99.42
有価証券指数等先物取引(買建)	(1,748,940)	(0.58)
日本	(1,748,940)	(0.58)
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	1,754,688	0.58
純資産総額	301,941,519	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ 評価額上位銘柄明細

<株式>

発行地	銘柄名	業種	株数	簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
日本	アドバンテスト	電気機器	731,000	8,477	6,196,836,300	13,120	9,590,720,000	3.18
日本	ファーストリテイリング	小売業	731,000	8,888	6,496,934,260	10,820	7,909,420,000	2.62
日本	ファナック	電気機器	731,000	6,903	5,046,426,630	10,770	7,872,870,000	2.61
日本	京セラ	電気機器	731,000	8,256	6,035,279,910	10,630	7,770,530,000	2.57
日本	TDK	電気機器	731,000	7,789	5,693,795,120	9,530	6,966,430,000	2.31
日本	ソフトバンク	卸売業	2,193,000	1,427	3,128,566,140	2,930	6,425,490,000	2.13
日本	キヤノン	電気機器	731,000	5,941	4,343,103,620	8,710	6,367,010,000	2.11
日本	東京エレクトロン	電気機器	731,000	6,031	4,408,547,730	8,200	5,994,200,000	1.99
日本	ホンダ	輸送用機器	731,000	5,510	4,027,779,580	8,090	5,913,790,000	1.96
日本	KDDI	情報・通信	7,310	514,680	3,762,314,236	702,000	5,131,620,000	1.70
日本	武田薬品工業	医薬品	731,000	5,389	3,939,301,080	6,960	5,087,760,000	1.69
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	731,000	4,013	2,933,456,740	6,660	4,868,460,000	1.61
日本	信越化学工業	化学	731,000	4,159	3,039,987,680	6,580	4,809,980,000	1.59
日本	セコム	サービス	731,000	4,805	3,512,211,780	6,210	4,539,510,000	1.50
日本	クレディセゾン	その他金融	731,000	3,764	2,751,556,060	5,970	4,364,070,000	1.45
日本	ソニー	電気機器	731,000	3,992	2,918,338,400	5,720	4,181,320,000	1.38
日本	CSKホールディングス	情報・通信	731,000	4,253	3,108,788,050	5,460	3,991,260,000	1.32
日本	NTTデータ	情報・通信	7,310	367,685	2,687,777,318	527,000	3,852,370,000	1.28
日本	エーザイ	医薬品	731,000	3,726	2,723,468,280	5,210	3,808,510,000	1.26
日本	アステラス製薬	医薬品	731,000	3,854	2,816,969,000	4,750	3,472,250,000	1.15
日本	デンソー	輸送用機器	731,000	2,625	1,918,552,080	4,470	3,267,570,000	1.08
日本	トレンドマイクロ	情報・通信	731,000	3,700	2,705,023,280	4,410	3,223,710,000	1.07
日本	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	731,000	3,297	2,409,976,144	4,410	3,223,710,000	1.07
日本	テルモ	精密機器	731,000	3,142	2,297,045,140	4,080	2,982,480,000	0.99
日本	ダイキン工業	機械	731,000	2,752	2,012,030,880	3,970	2,902,070,000	0.96
日本	電通	サービス	7,310	275,973	2,017,362,491	396,000	2,894,760,000	0.96
日本	富士写真フイルム	化学	731,000	3,547	2,593,134,200	3,870	2,828,970,000	0.94
日本	オリンパス	精密機器	731,000	2,199	1,607,556,970	3,260	2,383,060,000	0.79
日本	花王	化学	731,000	2,598	1,899,382,160	3,060	2,236,860,000	0.74
日本	住友不動産	不動産	731,000	1,266	925,707,030	3,020	2,207,620,000	0.73

□ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率 (%)
株式	99.42
電気機器	23.09
輸送用機器	6.68
情報・通信	6.55
医薬品	6.40
小売業	6.03
化学	5.98
卸売業	4.74
機械	4.23
食料品	3.77
建設	3.16
銀行	2.77
サービス	2.64
精密機器	2.59
非鉄金属	2.44
不動産	2.15
陸運	1.92
ガラス・土石	1.75
その他金融	1.69
保険	1.53
繊維製品	1.50
証券	1.38
その他製品	1.37
ゴム製品	0.82
石油・石炭	0.81
海運	0.54
金属製品	0.54
パルプ・紙	0.50
電気・ガス	0.44
倉庫・運輸	0.42
鉄鋼	0.42
鉱業	0.25
空運	0.18
水産・農林	0.14
合計	99.42

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

< 有価証券指数等先物取引 >

発行地	銘柄名	種類	数量	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	日経平均株価先物 2006-06	買建	103	1,715,644,680	1,748,940,000	0.58

財務ハイライト情報

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- (2) 「財務諸表」および「中間財務諸表」については、中央青山監査法人による監査および中間監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書および中間監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」および「中間財務諸表」に添付されています。

インデックスファンド225

< 貸借対照表 >

(単位:円)

科 目	期 別 注記 番号	第 16 期	第 17 期
		平成 16 年 6 月 16 日現在 金 額	平成 17 年 6 月 16 日現在 金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		317,175,215	336,089,956
コール・ローン		2,740,503,923	3,394,997,232
親投資信託受益証券		223,458,604,752	225,443,567,549
派生商品評価勘定		21,173,467	21,604,952
未収入金		115,000,000	8,431,779
前払金		8,110,000	-
差入委託証拠金		103,040,000	58,500,000
流動資産合計		226,763,607,357	229,263,191,468
資産合計		226,763,607,357	229,263,191,468
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		202,248	-
前受金		-	29,770,000
未払収益分配金		735,218,312	756,649,641
未払解約金		411,021,837	365,206,275
未払受託者報酬		113,392,143	119,843,102
未払委託者報酬		476,247,255	503,341,285
その他未払費用		1,969,650	2,045,389
流動負債合計		1,738,051,445	1,776,855,692
負債合計		1,738,051,445	1,776,855,692
純資産の部			
元本			
元本		735,218,312,987	756,649,641,356
剰余金			
期末欠損金		510,192,757,075	529,163,305,580
(うち分配準備積立金)		(1,892,100,132)	(1,646,756,647)
剰余金合計		510,192,757,075	529,163,305,580
純資産合計		225,025,555,912	227,486,335,776
負債・純資産合計		226,763,607,357	229,263,191,468

運 用

< 損益及び剰余金計算書 >

(単位:円)

科 目	期 別	注記 番号	第 16 期	第 17 期
			自 平成 15 年 6 月 17 日 至 平成 16 年 6 月 16 日	自 平成 16 年 6 月 17 日 至 平成 17 年 6 月 16 日
			金 額	金 額
経常損益の部				
営業損益の部				
営業収益				
受取利息			24,196	22,159
有価証券売買等損益			59,955,141,083	265,637,203
派生商品取引等損益			585,980,218	115,007,955
営業収益合計			60,541,145,497	150,607,089
営業費用				
受託者報酬			220,354,279	239,546,368
委託者報酬			925,488,470	1,006,095,260
その他費用			3,862,131	4,092,438
営業費用合計			1,149,704,880	1,249,734,066
営業利益又は営業損失()			59,391,440,617	1,400,341,155
経常利益又は経常損失()			59,391,440,617	1,400,341,155
当期純利益又は当期純損失()			59,391,440,617	1,400,341,155
当期一部解約に伴う当期純利益分配額			16,382,755,661	-
当期一部解約に伴う当期純損失分配額			-	227,115,527
期首欠損金			625,419,844,574	510,192,757,075
欠損金減少額			265,602,807,063	169,761,712,806
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)			(265,602,807,063)	(169,761,712,806)
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)			(-)	(-)
欠損金増加額			192,649,186,208	186,802,386,042
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)			(-)	(-)
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)			(192,649,186,208)	(186,802,386,042)
分配金			735,218,312	756,649,641
期末欠損金			510,192,757,075	529,163,305,580

< 重要な会計方針 >

項 目	期 別	第 16 期	第 17 期
		自 平成 15 年 6 月 17 日 至 平成 16 年 6 月 16 日	自 平成 16 年 6 月 17 日 至 平成 17 年 6 月 16 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左

インデックスファンド 2 2 5

< 中間貸借対照表 >

(単位:円)

科 目	期 別	前中間計算期間末 平成 16 年 12 月 16 日現在	当中間計算期間末 平成 17 年 12 月 16 日現在
	注記 番号	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		340,294,608	799,954,586
コール・ローン		3,132,250,887	3,500,589,686
親投資信託受益証券		229,538,854,317	236,929,793,265
派生商品評価勘定		14,282,822	-
未収入金		580,000,000	-
前払金		-	57,460,000
差入委託証拠金		56,400,000	52,140,000
流動資産合計		233,662,082,634	241,339,937,537
資産合計		233,662,082,634	241,339,937,537
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,436,543	59,322,952
前受金		13,890,000	-
未払金		-	503,344,517
未払解約金		1,200,864,547	680,557,700
未払受託者報酬		119,703,266	117,459,281
未払委託者報酬		502,753,975	493,329,255
その他未払費用		2,047,049	2,020,121
流動負債合計		1,841,695,380	1,856,033,826
負債合計		1,841,695,380	1,856,033,826
純資産の部			
元本			
元本		805,015,810,706	597,323,172,175
剰余金			
中間欠損金		573,195,423,452	357,839,268,464
(うち分配準備積立金)		(1,738,375,455)	(1,107,213,832)
剰余金合計		573,195,423,452	357,839,268,464
純資産合計		231,820,387,254	239,483,903,711
負債・純資産合計		233,662,082,634	241,339,937,537

運 用

< 中間損益及び剰余金計算書 >

(単位:円)

科 目	期 別	前中間計算期間 自 平成 16 年 6 月 17 日 至 平成 16 年 12 月 16 日	当中間計算期間 自 平成 17 年 6 月 17 日 至 平成 17 年 12 月 16 日
	注記 番号	金 額	金 額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		11,376	9,114
有価証券売買等損益		12,651,750,435	64,279,225,716
派生商品取引等損益		14,513,762	533,962,875
営業収益合計		12,637,225,297	64,813,197,705
営業費用			
受託者報酬		119,703,266	117,459,281
委託者報酬		502,753,975	493,329,255
その他費用		2,047,049	2,020,121
営業費用合計		624,504,290	612,808,657
営業利益又は営業損失()		13,261,729,587	64,200,389,048
経常利益又は経常損失()		13,261,729,587	64,200,389,048
中間純利益又は中間純損失()		13,261,729,587	64,200,389,048
中間一部解約に伴う中間純利益分配額		-	9,700,512,389
中間一部解約に伴う中間純損失分配額		537,311,964	-
期首欠損金		510,192,757,075	529,163,305,580
欠損金減少額		45,557,013,162	181,580,465,400
(中間一部解約に伴う欠損金減少額)		(45,557,013,162)	(181,580,465,400)
(中間追加信託に伴う欠損金減少額)		(-)	(-)
欠損金増加額		95,835,261,916	64,756,304,943
(中間一部解約に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
(中間追加信託に伴う欠損金増加額)		(95,835,261,916)	(64,756,304,943)
分配金		-	-
中間欠損金		573,195,423,452	357,839,268,464

< 重要な会計方針 >

項 目	期 別	前中間計算期間 自 平成 16 年 6 月 17 日 至 平成 16 年 12 月 16 日	当中間計算期間 自 平成 17 年 6 月 17 日 至 平成 17 年 12 月 16 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法		デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左

約款

追加型証券投資信託

インデックスファンド 2 2 5

証券投資信託

インデックス マザーファンド 2 2 5

< 追加型証券投資信託 インデックスファンド 225 >

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（225種・東証）をモデルとして運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

インデックス マザーファンド 225 受益証券ならびにわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

インデックス マザーファンド 225 受益証券に投資を行なうとともに、わが国の証券取引所上場株式に投資を行ない、日経平均株価（225種・東証）の動きに連動した投資成果を目指します。

投資成果を日経平均株価（225種・東証）の動きにできるだけ連動させるため、株式（マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。）への投資にあたっては、バーラ日本株式モデルに従い次のポートフォリオ管理を行ないます。

投資対象銘柄の中から、原則として100銘柄以上に分散投資を行ないます。

資金の流入に伴う売買に当たっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するために、原則として買付の場合はマイナス・カイ離率の多い銘柄から順番に、売却の場合はプラス・カイ離率の多い銘柄から順番に行ないます。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。

(2) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行ないません。

(4) スワップ取引は、約款第21条の2の範囲で行ないません。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利息・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

利息・配当収入を中心に分配を行いますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 インデックスファンド 2 2 5 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金389億6,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第7項、第40条、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については389億6,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(追加日時の異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。

前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位および価額)

第10条 委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。なお、この場合においては、第36条第3項

に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。また、受益証券の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込にかかる受益証券について、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。

委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得の申込に応ずることができます。

前2項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円に、1円に2%の率を乗じて得た手数料および当該手数料に対する消費税に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。

なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項の規定にかかわらず、受益者が第36条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第11条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第29条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止し

ます。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第12条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第13条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第14条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(毀損した場合等の再交付)

第15条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第16条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 3. 有価証券オプション取引に係る権利
 4. 外国市場証券先物取引に係る権利
 5. 金銭債権
 6. 約束手形
 7. 金融先物取引に係る権利
 8. 金融デリバティブ取引に係る権利
 9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、)の受益権
- この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第17条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託インデックス マザーファンド 225(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券
5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
6. 貸付債権信託受益権

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所が開設する市場に上場されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第20条 (削除)

(信用取引の指図範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権(前号に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金及び償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第21条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条の3 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（海外金融先物市場における先物取引および先物オプション取引の目的・範囲）

第22条 （削除）

（有価証券の保管）

第22条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の表示および記載の省略）

第24条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第26条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用

は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券または金融商品等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年6月17日から翌年6月16日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52以内の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第33条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配します。ただし、次期以降の分配

金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

（削除）

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第34条 （削除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第39条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第38条第1項により委託者の指定する証券会社が受益証券を買取った場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。ただし、第39条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

（受益証券の保護預り）

第36条の2 保護預りを行なう会社（以下「保護預り会社」といい、この信託においては日興シティ信託銀行株式会社とします。）は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者

に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。

委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者の指定する登録金融機関に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、当該登録金融機関が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益証券の買取り)

第38条 委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益証券を買取ります。

受益証券の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益証券の買取りの約定を取消することができます。

前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第39条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社を含みます。)は、昭和63年12月16日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託者と協議の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。

委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第45条第4項に該当する場合を除き、その当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第45条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第45条の2 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第46条 (削除)

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

第1条 変更後の第10条の規定は、平成18年3月17日以降の取得申込について適用します。

第2条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第3条 (削 除)

第4条 (削 除)

第5条 (削 除)

第6条 変更後の第29条の規定は、第8計算期間の翌期初より適用するものとします。

第7条 変更後の第31条の規定は、平成11年7月1日より適用するものとします。

第8条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。

変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。

第9条 変更後の第32条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。

変更後の第32条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第10条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第11条 変更後の第38条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。

第12条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の買取りの請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取りの請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

昭和63年6月17日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都港区芝三丁目23番1号
受託者 三井アセット信託銀行株式会社

そ の 他

信託約款（平成19年1月4日実施予定）の変更内容について

委託会社は、「インデックスファンド225」の受益証券を振替受益権とするため、平成19年1月4日実施予定で重大な約款変更を行なう予定です。当該変更が実施される場合の信託約款の変更部分について、その内容を下表に記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更(読み替え)は割愛している場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

重大な約款変更後の約款の内容	平成18年7月8日現在の約款の内容
<p>(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる<u>受益権</u>の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p> <p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益権</u>取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については389億6,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以</p>	<p>(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第3条の2 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。</p> <p>(当初の受益者) 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については389億6,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 <u>委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p> <p>(受益証券の発行および種類) 第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</p>

そ の 他

<p>下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。</p> <p>委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p> <p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、保護預り会社または第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関および委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。</p> <p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないま</p>	<p>委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の16種類とします。</p> <p>前項に定めるもののほか、委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行することができます。</p> <p>（新設）</p> <p>（受益証券の発行についての受託者の認証） 第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p>
---	--

<p>す。 (削 除)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第10条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。なお、この場合においては、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができません。また、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込にかかる受益権について、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができません。</p> <p>前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円に、1円に2%の率を乗じて得た手数料および</p>	<p>前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。</p> <p>(受益証券の申込単位および価額)</p> <p>第10条 委託者は、第8条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。なお、この場合においては、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができません。また、受益証券の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込にかかる受益証券について、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得の申込に応ずることができません。</p> <p>(新 設)</p> <p>前2項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は1口につき1円に、1円に2%の率を乗じて得た手数料および当該手数</p>
--	--

<p>当該手数料に対する消費税に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の1口当りの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。</p> <p>なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>第4項の規定にかかわらず、受益者が第36条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所に</p>	<p>料に対する消費税に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の手数料は、委託者、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の1口当りの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とすることができます。</p> <p>なお、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>第3項の規定にかかわらず、受益者が第36条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行う委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所に</p>
--	---

<p>おける取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。</u></p> <p><u>(受益権の譲渡に係る記載または記録)</u></p> <p>第11条 <u>受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。</u> <u>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。</u> <u>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</u></p> <p><u>(受益権の譲渡の対抗要件)</u></p> <p>第12条 <u>受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u></p> <p><u>(無記名式の受益証券の再交付)</u></p> <p>第13条 <u>(削 除)</u></p> <p><u>(記名式の受益証券の再交付)</u></p> <p>第14条 <u>(削 除)</u></p> <p><u>(毀損した場合等の再交付)</u></p> <p>第15条</p>	<p>おける取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益証券の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。</u></p> <p><u>(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)</u></p> <p>第11条 <u>委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。</u> <u>記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。</u></p> <p><u>前項の規定による名義書換の手続は、第29条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</u></p> <p><u>(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)</u></p> <p>第12条 <u>記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</u></p> <p><u>(無記名式の受益証券の再交付)</u></p> <p>第13条 <u>委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</u></p> <p><u>(記名式の受益証券の再交付)</u></p> <p>第14条 <u>委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u></p> <p><u>(毀損した場合等の再交付)</u></p> <p>第15条</p>
--	--

<p>(削 除)</p> <p>(受益証券の再交付の費用)</p> <p>第16条</p> <p>(削 除)</p> <p>(運用の指図範囲)</p> <p>第17条</p> <p>委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託インデックス マザーファンド 225 (その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券 2. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー 3. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券 5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券 6. 貸付債権信託受益権 <p>なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金 2. 指定金銭信託 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 <p>委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に</p>	<p>委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続によって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</p> <p>(受益証券の再交付の費用)</p> <p>第16条</p> <p>委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</p> <p>(運用の指図範囲)</p> <p>第17条</p> <p>委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託インデックス マザーファンド 225 (その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めのあるものをいいます。)に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券 2. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー 3. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券 5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券 6. 貸付債権信託受益権 <p>なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 預金 2. 指定金銭信託 3. コール・ローン 4. 手形割引市場において売買される手形 <p>委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に</p>
--	--

<p>マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>(<u>収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責</u>)</p> <p>第35条</p> <p>受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>受託者は、前項の規定により<u>委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</u></p> <p>(<u>収益分配金、償還金および一部解約金の支払い</u>)</p> <p>第36条</p> <p>収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、<u>毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）</u>、<u>委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし</u>ます。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、<u>第37条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</u></p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益権の取得の申込に応じたもの</u>とします。<u>当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u>ただし、第39条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第38条第1項により委託者の指定する証券会社が<u>受益権を買取った</u>場合には、当該<u>受益権に</u>帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p>	<p>マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>(<u>収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と受託者の免責</u>)</p> <p>第35条</p> <p>受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を<u>委託者に</u>交付します。</p> <p>受託者は、前項の規定により<u>委託者に</u>収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p> <p>(<u>収益分配金、償還金および一部解約金の支払い</u>)</p> <p>第36条</p> <p>収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引換えに</u>受益者に支払います。</p> <p>前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に支払います。</u>この場合、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の取得の申込に応じたもの</u>とします。ただし、第39条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第38条第1項により委託者の指定する証券会社が<u>受益証券を買取った</u>場合に、当該<u>受益証券に</u>帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p>
--	--

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（削除）

（削除）

委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとし、ただし、第39条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとし、

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとし、

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印

そ の 他

<p>(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)</p> <p>第36条の2</p> <p>委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。</p>	<p>と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>(受益証券の保護預り)</p> <p>第36条の2</p> <p>保護預りを行なう会社(以下「保護預り会社」といいます。)は、委託者の自らの募集にかかる受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。</p> <p>委託者の指定する登録金融機関は、原則として、当該登録金融機関の自らの募集にかかる受益証券を別に定める契約または保護預り契約に基づき混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者の指定する登録金融機関に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、当該登録金融機関が、当該申し出を受け付けた受益証券については、この限りではありません。</p>
<p>(受益権の買取り)</p> <p>第38条</p> <p>委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。</p> <p>受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。</p> <p>受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となること確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該</p>	<p>(受益証券の買取り)</p> <p>第38条</p> <p>委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益証券を買取ります。</p> <p>受益証券の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。</p> <p>(新 設)</p> <p>委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益証券の買取りの約定を取消することができます。</p> <p>前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該</p>

そ の 他

<p><u>受益権</u>の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。</p> <p>(一部解約) 第39条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社を含みます。)は、昭和63年12月16日以降において、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。</p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益権</u>の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより、<u>受益権</u>の口数が10億口を下ることとなった場合には、<u>第40条</u>の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>(質権口記載または記録の受益権の取り扱い) 第39条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約</p>	<p><u>受益証券</u>の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。</p> <p>(一部解約) 第39条 受益者(前条の委託者の指定する証券会社を含みます。)は、昭和63年12月16日以降において、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、<u>委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関</u>に対し、<u>受益証券</u>をもって行なうものとします。</p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。</p> <p>委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該<u>受益証券</u>の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p> <p>委託者は、信託契約の一部を解約することにより<u>受益権</u>の口数が10億口を下ることとなった場合には、<u>受託者と協議の上</u>、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p> <p>(反対者の買取請求権) 第45条の2 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する<u>受益権</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>附則第2条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について<u>受益権</u>取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>附則第10条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の<u>受益証券</u>の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。</p> <p>附則第12条 <u>平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条および第11条から第16条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</u></p>	<p>(反対者の買取請求権) 第45条の2 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の<u>有する受益証券</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>附則第2条 この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について<u>受益証券</u>取得申込者と委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。</p> <p>附則第10条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の<u>受益証券</u>の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。</p> <p>附則第12条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「<u>社振法</u>」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、<u>委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることによ</u></p>
---	---

り定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関、委託者の指定する証券会社および委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、また、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

前項の信託約款変更を行なった場合、委託者は、原則

	<p>としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとしします。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の買取の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取りの請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。</p> <p>委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p>
--	--

< 証券投資信託 インデックス マザーファンド 225 >

運用の基本方針

約款第14条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価（225種・東証）をモデルとして運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

投資成果を日経平均株価（225種・東証）の動きにできるだけ連動させるため、バーラ日本株式モデルにしたがい次のポートフォリオ管理を行ないます。

投資対象銘柄の中から、原則として100銘柄以上に分散投資を行ないます。

資金の流入に伴う売買に当たっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するために、原則として買付の場合はマイナス・カイ離率の多い銘柄から順番に、売却の場合はプラス・カイ離率の多い銘柄から順番に行ないます。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

(2)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行ないません。

(4)スワップ取引は、約款第18条の範囲で行ないません。

(5)外貨建資産への投資は行ないません。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井アセット信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けません。

委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする日興アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(有価証券による追加信託)

第8条 委託者は、自らが委託者である他の証券投資信託(運用に関する事項についてこの信託と同一性を有するものに限り、)の信託財産に属する有価証券(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イから八までに掲げる有価証券に限るものとし、この信託約款においてその投資が認められていない有価証券を除きます。)をもって、この信託に追加信託を行なうことができます。

前項の規定に基づいて追加信託を行なう場合は、当該有価証券を投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配金に係る計算書および附属明細書に関する規則第4条第2項に定める時価により算定した価額を追加信託金とみなして、前条第1項の規定を準用するものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ない

ます。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 金銭債権
6. 約束手形
7. 金融先物取引に係る権利
8. 金融デリバティブ取引に係る権利
9. 金銭、有価証券または金銭債権を信託する信託(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とするものに限り、)の受益権

この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(それぞれ証券取引法第2条において定めがあるものをいいます。以下同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. 短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券
5. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
6. 貸付債権信託受益権

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動などへの対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所が開設する市場に上場(証券取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。)されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金及び償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第21条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第22条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引

により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第23条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年6月17日から翌年6月16日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年10月26日から平成14年6月16日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第36条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の信託財産の純資産総額を、一部解約を行なう日の前営業日の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、この信託の受益証券を主要投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前3項の規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、および信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがうものとします。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えると
きは、第1項の信託約款の変更を行ないません。

委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨および
その理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対
して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則と
して、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第
37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、
自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(受益者への書面等交付の例外)

第44条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及
び投資法人に関する法律第28条第1項で定める書面の交付を行ないません。

委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第33条で定める運用報告書の
交付を行ないません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成13年10月26日

東京都千代田区有楽町一丁目1番3号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都港区芝三丁目23番1号
受託者 三井アセット信託銀行株式会社

用語集

投資信託の基本的な用語を簡潔にまとめたもので、特定のファンドの解説を目的としたものではありません。

あ

委託会社	運用会社のことをいいます。
------	---------------

運用報告書	期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを、受益者に説明する報告書のことをいいます。委託会社が作成し、販売会社からお届けします。
-------	---

か

解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額のことをいいます。
------	---

解約請求	ファンドの換金方法の一つです。受益者が販売会社を通じて運用会社に信託財産の一部の解約を請求する方法です。解約価額で行なわれます。
------	--

格付	格付の対象となる債券に対して、約束通りに途中の利息および満期(償還)時の元金が支払われる確実性(信用度)を、利害関係のない第三者(格付機関)が判断(評価)し、投資家に提供する情報のことです。
----	---

基準価額	純資産総額を受益権総口数で割った金額をいいます。一口当たり、いくらかの価値があるかをあらわしています。
------	---

繰上償還	信託期間が設定されている、あるいは無期限の投資信託でも、受益権の口数が信託約款に定められた一定の口数を下回るなど運用を続けることが困難である場合、ファンドの運用を終了することが受益者のため有利であると委託会社が認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときに、信託期間を繰り上げて運用を終了させることをいいます。
------	---

個別元本	投資信託の課税上の元本に相当する金額。各受益者毎の購入時の取得価額が個別元本となります。同一銘柄を複数回購入した場合は、加重平均された価額となります。
------	---

個別元本方式	税金の計算を各受益者毎の取得元本(個別元本)をもとに行なう方式のことをいいます。
--------	--

さ

自動けいぞく投資	販売会社と受益者との契約により、税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資することをいいます。なお、販売会社により取扱いできない場合や一部異なる場合があります。
----------	--

収益分配	ファンドの決算期に、運用の結果あげられた収益などを保有口数に応じて受益者に分配することをいいます。
------	---

受益者	ファンドを購入した「投資家」のことをいいます。
-----	-------------------------

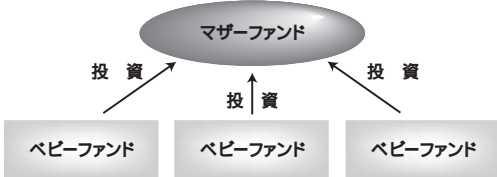
信託財産の総額	信託財産の資産を時価で評価した金額をいいます。
---------	-------------------------

純資産総額	信託財産の資産を時価で評価した金額(信託財産の総額)から負債総額を控除したものをいいます。
-------	---

償還	ファンドの運用終了とともに、受益者に金銭を返還することをいいます。償還金は原則として償還日から起算して5営業日目から支払われます。
----	---

信託期間	ファンドの運用が終了するまでの期間のことをいいます。
------	----------------------------

信託財産	多くの投資家(受益者)から集められたお金で、ファンドが運用している資産のことをいいます。
------	--

信託財産留保額	投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に留保する金額をいいます。
信託報酬	ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社、販売会社が信託財産の中から受け取る報酬のことをいいます。原則として日々ファンドから差し引かれます。
デュレーション	金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。即ちこの値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。
投資信託	多くの投資家から集めた資金を運用会社が運用する金融商品のことをいいます。投資信託は、値動きのある有価証券(外貨建証券には為替変動リスクもあります。)などに投資するので元金が保証されているものではありません。
投資信託説明書	目論見書の別称です。
ファミリー ファンド方式	<p>株式や債券などの運用を親ファンド(マザーファンド)で行ない、子ファンド(ベビーファンド)である投資信託が、その親ファンドの受益証券に投資を行なう仕組みをいいます。マザーファンドの損益は、ベビーファンドに帰属します。</p>  <pre> graph TD MF([マザーファンド]) B1[ベビーファンド] B2[ベビーファンド] B3[ベビーファンド] B1 -- 投資 --> MF B2 -- 投資 --> MF B3 -- 投資 --> MF </pre>
ファンドマネージャー	ファンドの運用担当者(金融資産を運用する専門家)のことをいいます。
分散投資	投資家から集めた資金を複数の投資対象(有価証券の種類、地域など)に分散して投資することにより、リスクを軽減させることをいいます。
ポートフォリオ	株式や債券など、複数の資産や銘柄の組み合わせ、あるいはそうした資産構成をいいます。
目論見書	<p>ファンドの内容、信託約款の内容、運用方法など、ご購入を検討する際に必要な情報が記載されています。取得のお申込みを行なう場合には、目論見書をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ、内容をご確認願います。</p> <p>目論見書には、投資家に必ず交付しなければならない交付目論見書と投資家の請求により交付しなければならない請求目論見書があります。</p>
約 款	正式には「信託約款」といいます。法律で定められている記載事項に従い、ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について基本的な仕組みを規定したものです。委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて信託契約を締結しています。
リスクとリターン	投資によって得られる収益率をリターンといい、その収益率の不確実性をリスクといいます。一般的にリスクが高いとリターンは高く、リスクが低いとリターンは低くなります。

インデックス ファンド225

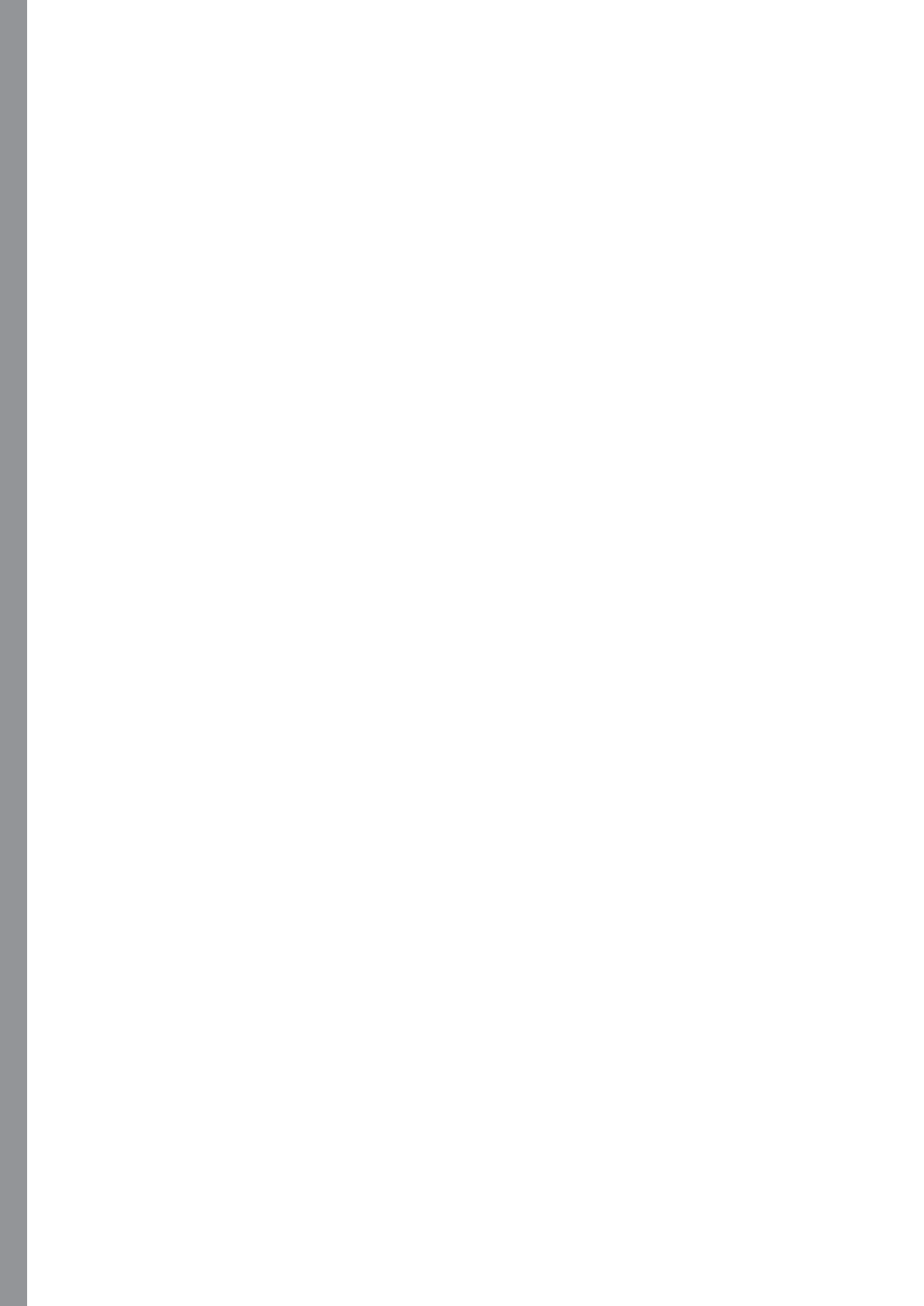


日興AM*mobile*

▶ 携帯電話サイトアドレス ◀
<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード



インデックス ファンド225

追加型株式投資信託／インデックス型(日経225連動型)／自動けいぞく投資適用

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は証券取引法第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

1. この目論見書により行なう「インデックスファンド225」の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成17年9月16日に関東財務局長に提出しており、平成17年9月17日にその効力が発生しております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月16日および7月7日に関東財務局長に提出しております。
2. 「インデックスファンド225」（マザーファンドを含みます。）は、主に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

- 目 次 -

	頁
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	
2 【換金（解約）手続等】	
第3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	
(1) 【資産の評価】	
(2) 【保管】	
(3) 【信託期間】	
(4) 【計算期間】	
(5) 【その他】	
2 【受益者の権利等】	
第4 【ファンドの経理状況】	5
1 【財務諸表】	
(1) 【貸借対照表】	
(2) 【損益及び剰余金計算書】	
(3) 【附属明細表】	
2 【ファンドの現況】	
【純資産額計算書】	
第5 【設定及び解約の実績】	23

第1【ファンドの沿革】

昭和 63 年 6 月 17 日	ファンドの信託契約締結、運用開始
平成 13 年 10 月 26 日	ファミリーファンド方式の導入
平成 15 年 3 月 18 日	信託期間を無期限に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込み

- ・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっていただきます。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社などは、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加設定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加設定により生じた受益権については追加設定のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(2) 申込単位

申込単位につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

（9：00～17：00 土、日、祝日は除く。

ただし、半休日となる場合は9：00～12：00）

(3) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<分配金再投資コース>

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく（累積）投資契約」を結んでいただきます。なお、販売会社によっては、別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・受益証券は、すべて保護預りとなります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

<分配金受取りコース>

保護預りに関する契約を結んでいただくことにより、販売会社などに受益証券の保管を委託することができます。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

(4) 申込金額

- ・取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- ・お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(5) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができます。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(6) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、受益証券の取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(2) 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 解約請求による換金 >

(1) 換金単位

- < 分配金再投資コース > 1口単位
- < 分配金受取りコース > 1口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

(3) 手取額

1口当たりのお手取額は、解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が受益者毎の個別元本を超過した額に対し10%（内国法人は所得税のみの7%））を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(4) 支払開始日

お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(5) 受付中止

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

< 買取請求による換金 >

(1) 換金単位

< 分配金再投資コース > 1 口単位

< 分配金受取りコース > 1 口単位

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(3) 手取額

1 口あたりのお手取額は、当該買取価額となります。

(4) 受付中止

・販売会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益証券の買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。

・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

第 3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の最終相場（ジャスダック証券取引所については、同所が発表する基準値段）で評価します。

基準価額の算出頻度と公表

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

・直近の基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

（ 9 : 00 ~ 17 : 00 土、日、祝日は除く。

ただし、半休日となる場合は 9 : 00 ~ 12 : 00 ）

(2) 【保管】

< 分配金再投資コース >

受益証券は、「自動けいぞく（累積）投資契約」などに基づき、販売会社などにおいて保護預りとさせていただきます。

< 分配金受取りコース >

受益者は、販売会社などと取り交わす受益証券などの保護預り契約により、販売会社などに受益証券の保管を委託できます。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

無期限とします（昭和 63 年 6 月 17 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年6月17日から翌年6月16日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) 対象インデックスが改廃の場合
 - ニ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
- 5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

販売会社との受益証券の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益証券の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、受益証券の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。＜分配金再投資コース＞の場合は、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第16期計算期間(平成15年6月17日から平成16年6月16日まで)及び第17期計算期間(平成16年6月17日から平成17年6月16日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成16年7月27日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監



代表社員 公認会計士
関与社員

藤 野 義 雄

関与社員 公認会計士

鳥 飼 裕

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド225の平成15年6月17日から平成16年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド225の平成16年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

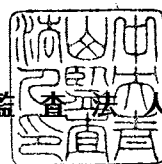
以 上

独立監査人の監査報告書

平成17年7月26日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藤間義雄



指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥飼裕一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド225の平成16年6月17日から平成17年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスファンド225の平成17年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

インデックスファンド2.2.5

(1) 【貸借対照表】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第16期 平成16年6月16日現在	第17期 平成17年6月16日現在
資産の部			
I 流動資産			
金銭信託		317,175,215	336,089,956
コール・ローン		2,740,503,923	3,394,997,232
親投資信託受益証券		223,458,604,752	225,443,567,549
派生商品評価勘定		21,173,467	21,604,952
未収入金		115,000,000	8,431,779
前払金		8,110,000	-
差入委託証拠金		103,040,000	58,500,000
流動資産合計		226,763,607,357	229,263,191,468
資産合計		226,763,607,357	229,263,191,468
負債の部			
I 流動負債			
派生商品評価勘定		202,248	-
前受金		-	29,770,000
未払収益分配金		735,218,312	756,649,641
未払解約金		411,021,837	365,206,275
未払受託者報酬		113,392,143	119,843,102
未払委託者報酬		476,247,255	503,341,285
その他未払費用		1,969,650	2,045,389
流動負債合計		1,738,051,445	1,776,855,692
負債合計		1,738,051,445	1,776,855,692
純資産の部			
I 元本			
元本		735,218,312,987	756,649,641,356
II 剰余金			
期末次損金		510,192,757,075	529,163,305,580
(うち分配準備積立金)		(1,892,100,132)	(1,646,756,647)
剰余金合計		△510,192,757,075	△529,163,305,580
純資産合計		225,025,555,912	227,486,335,776
負債・純資産合計		226,763,607,357	229,263,191,468

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		第16期 自平成15年6月17日 至平成16年6月16日	第17期 自平成16年6月17日 至平成17年6月16日
経常損益の部			
経常損益の部			
I 営業収益			
受取利息		24,196	22,159
有価証券売買等損益		59,955,141,083	△265,637,203
派生商品取引等損益		585,980,218	115,007,955
営業収益合計		60,541,145,497	△150,607,089
II 営業費用			
受託者報酬		220,354,279	239,546,368
委託者報酬		925,488,470	1,006,095,260
その他費用		3,862,131	4,092,438
営業費用合計		1,149,704,880	1,249,734,066
営業利益又は営業損失(△)		59,391,440,617	△1,400,341,155
経常利益又は経常損失(△)		59,391,440,617	△1,400,341,155
当期純利益又は当期純損失(△)		59,391,440,617	△1,400,341,155
III 当期一部解約に伴う当期純利益分配額		16,382,755,661	-
IV 期首次損金		-	227,115,527
V 次損金減少額		625,419,844,574	510,192,757,075
(当期一部解約に伴う次損金減少額)		265,602,807,063	169,761,712,806
(当期追加信託に伴う次損金減少額)		(265,602,807,063)	(169,761,712,806)
VI 次損金増加額		(-)	(-)
(当期一部解約に伴う次損金増加額)		192,649,186,208	186,802,386,042
(当期追加信託に伴う次損金増加額)		(-)	(-)
VI 分配金		(192,649,186,208)	(186,802,386,042)
735,218,312		735,218,312	756,649,641
期末次損金		510,192,757,075	529,163,305,580
II 分配金		(1,892,100,132)	(1,646,756,647)
△510,192,757,075		△529,163,305,580	
純資産合計		225,025,555,912	227,486,335,776
負債・純資産合計		226,763,607,357	229,263,191,468

重要な会計方針

項目	第16期 自平成15年6月17日 至平成16年6月16日	第17期 自平成16年6月17日 至平成17年6月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

	第16期 平成16年6月16日現在	第17期 平成17年6月16日現在
1. 期首元本額	814,864,766,164 円	735,218,312,987 円
期中追加設定元本額	268,852,455,959 円	265,346,884,328 円
期中解約元本額	348,498,909,136 円	243,915,555,959 円
元本の欠損		
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は510,192,757,075円です。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は529,163,305,580円です。

(損益及び剰余金計算書関係)

	第16期 自平成15年6月17日 至平成16年6月16日	第17期 自平成16年6月17日 至平成17年6月16日
分配金の計算過程		
A. 計算期末における費用控除後の配当等収益	1,754,380,642 円	1,027,743,440 円
B. 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益	0 円	0 円
C. 信託約款に定める収益調整金	99,661,611,117 円	103,184,818,490 円
D. 信託約款に定める分配準備積立金	872,937,802 円	1,375,662,848 円
E. 分配対象収益 (A+B+C+D)	102,288,929,561 円	105,588,224,778 円
F. 分配対象収益 (一口当たり)	0.1391 円	0.1395 円
G. 分配金額 (一万口当たり)	1,391 円	1,395 円
H. 分配金額 (一口当たり)	735,218,312 円	756,649,641 円
I. 分配金額 (一万口当たり)	0.0010 円	0.0010 円
J. 分配金額 (一万口当たり)	10 円	10 円

(有価証券関係)

第16期 (自平成15年6月17日 至 平成16年6月16日)
売買目的有価証券

種別	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	223,458,604,752	50,451,850,576
合計	223,458,604,752	50,451,850,576

(単位:円)

第17期 (自平成16年6月17日 至 平成17年6月16日)
売買目的有価証券

種別	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	225,443,567,549	△612,368,871
合計	225,443,567,549	△612,368,871

(単位:円)

(デリバティブ取引関係)

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	第16期 自平成15年6月17日 至平成16年6月16日	第17期 自平成16年6月17日 至平成17年6月16日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規程に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

区分	種類	第16期(平成16年6月16日現在)		評価損益
		契約額	時価	
市場取引	株価指数先物取引	2,111,230,000	2,132,560,000	21,330,000
合計		2,111,230,000	2,132,560,000	21,330,000

区分	種類	第17期(平成17年6月16日現在)		評価損益
		契約額	時価	
市場取引	株価指数先物取引	1,850,890,000	1,872,880,000	21,990,000
合計		1,850,890,000	1,872,880,000	21,990,000

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

	第16期 平成16年6月16日現在	第17期 平成17年6月16日現在
1口当たり純資産額	0.3061円	0.3006円
(1万口当たり純資産額)	(3,061円)	(3,006円)

(3) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- (1) 株式
該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券

(親投資信託受益証券)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド225	206,374,558,357	225,443,567,549	
合計		206,374,558,357	225,443,567,549	

(単位:円)

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

重要な会計方針

項目	自平成15年6月17日 至平成16年6月16日	自平成16年6月17日 至平成17年6月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。</p> <p>(2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融機関の提示する価額（ただし、売買配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもつて時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ等の評価基準及びデリバティブ取引	デリバティブ取引
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準	受取配当金の計上基準

(参考)
当ファンドは「インデックス マザーファンド225」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「インデックス マザーファンド225」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

インデックス マザーファンド225

(1) 貸借対照表

科目	対象年月日		金額
	平成16年6月16日現在	平成17年6月16日現在	
資産の部			
I 流動資産			
コール・ローン	383,920,079	398,536,746	
株式	253,745,087,100	255,891,746,600	
派生商品評価勘定	13,859,598	20,588,783	
未収入金	52,982,654	227,538	
未収配当金	941,030,100	1,095,885,450	
前払金	3,120,000	-	
流動資産合計	255,119,999,531	257,406,985,117	
資産合計	255,119,999,531	257,406,985,117	
負債の部			
I 流動負債			
前受金	-	19,850,000	
未払解約金	123,400,000	14,300,000	
流動負債合計	123,400,000	34,150,000	
負債合計	123,400,000	34,150,000	
純資産の部			
I 元本	231,361,690,441	235,603,087,301	
II 剰余金	23,634,909,090	21,769,747,816	
剰余金合計	23,634,909,090	21,769,747,816	
純資産合計	254,996,599,531	257,372,835,117	
負債・純資産合計	255,119,999,531	257,406,985,117	

注記事項

(デリバティブ取引関係)

(貸借対照表関係)

	平成16年6月16日現在	平成17年6月16日現在	平成16年6月17日
1. 期首	245,889,536,921 円	期首	231,361,690,441 円
期首からの追加設定元本額	39,669,763,411 円	期首からの追加設定元本額	38,511,346,448 円
期首からの解約元本額	54,197,609,891 円	期首からの解約元本額	34,269,949,588 円
平成16年6月16日現在の元本の内訳 ※		平成17年6月16日現在の元本の内訳 ※	
インデックスファンド225	202,738,708,721 円	インデックスファンド225	206,374,558,357 円
インデックスファンド225	27,518,953,752 円	インデックスファンド225	28,113,787,714 円
V A (通格機関投資家向け)		V A (通格機関投資家向け)	
年金積立インデックスファンド225	1,104,027,968 円	年金積立インデックスファンド225	1,114,741,230 円
(合計)	231,361,690,441 円	(合計)	235,603,087,301 円
2. 担保資産		2. 担保資産	
デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。	434,000,000 円	デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次の通りであります。	410,500,000 円
株式		株式	

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

対象期間 (自 平成15年6月17日 至 平成16年6月16日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	253,745,087,100	55,254,061,044
合 計	253,745,087,100	55,254,061,044

(単位:円)

対象期間 (自 平成16年6月17日 至 平成17年6月16日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	255,891,746,600	△540,948,656
合 計	255,891,746,600	△540,948,656

(単位:円)

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

I 取引の状況に関する事項

取引の内容	自 平成15年6月17日 至 平成16年6月16日	自 平成16年6月17日 至 平成17年6月16日
取引の内容	当投資信託が利用することができるデリバティブ取引は、内外の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引、スワップ取引であります。	同左
取引の利用目的および取引に対する取組方針	市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。また信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。	同左
取引に係るリスクの内容	デリバティブ取引には、有価証券、金利等の市場価格が変動することによって発生するリスクがあります。	同左
取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従って、運用部門が執行し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同左

II 取引の時価等に関する事項

区分	種 類	平成16年6月16日現在		時 価	評価損益
		契 約 額 等	う ち 1 年 超		
市場	株価指数先物取引	1,237,620,000	-	1,251,720,000	14,100,000
取 引	取 引	1,237,620,000	-	1,251,720,000	14,100,000
	合計				

(単位:円)

区分	種 類	平成17年6月16日現在		時 価	評価損益
		契 約 額 等	う ち 1 年 超		
市場	株価指数先物取引	1,440,890,000	-	1,461,760,000	20,870,000
取 引	取 引	1,440,890,000	-	1,461,760,000	20,870,000
	合計				

(単位:円)

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

	平成16年6月16日現在	平成17年6月16日現在
1口当たり純資産額	1,1022 円	1,0924 円
(1万口当たり純資産額)	(11,022 円)	(10,924 円)

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株 数	評 価 額		備 考
		単価	金額	
1332 日本水産	938,000	426	399,588,000	
1601 帝国石油	938,000	816	765,408,000	
1721 コムシスホールディングス	938,000	1,021	957,698,000	
1801 大成建設	938,000	365	342,370,000	
1802 大林組	938,000	574	538,412,000	
1803 清水建設	938,000	490	459,620,000	
1812 鹿島	938,000	377	353,626,000	
1861 熊谷組	938,000	300	281,400,000	
1925 大和ハウス工業	938,000	1,226	1,149,988,000	
1928 積水ハウス	938,000	1,089	1,021,482,000	
1963 日揮	938,000	1,243	1,165,934,000	
2001 日本製粉	938,000	493	462,434,000	
2002 日清製粉グループ本社	938,000	1,085	1,017,730,000	
2201 森永製菓	938,000	275	257,950,000	
2202 明治製菓	938,000	540	506,520,000	
2261 明治乳業	938,000	610	572,180,000	
2282 日本ハム	938,000	1,295	1,214,710,000	
2501 サッポロホールディングス	938,000	551	516,838,000	
2502 アサヒビール	938,000	1,304	1,223,152,000	
2503 キリンビール	938,000	1,064	998,032,000	
2531 宝ホールディングス	938,000	686	643,468,000	
2602 日清オイリオグループ	938,000	636	596,568,000	
2768 双日ホールディングス	93,800	482	45,211,600	
2779 三越	938,000	489	458,682,000	
2801 キッコーマン	938,000	986	924,868,000	
2802 味の素	938,000	1,196	1,121,848,000	
2871 ニチレイ	938,000	434	407,092,000	
2914 J T	938	1,460,000	1,369,480,000	
3101 東洋紡	938,000	253	237,314,000	
3103 ユニチカ	938,000	138	129,444,000	
3105 日清紡	938,000	891	835,758,000	
3110 日東紡	938,000	232	217,616,000	
3401 帝人	938,000	493	462,434,000	
3402 東レ	938,000	501	469,938,000	
3404 三菱レイヨン	938,000	447	419,286,000	
3405 クラレ	938,000	1,004	941,752,000	
3407 旭化成	938,000	533	499,954,000	
3861 王子製紙	938,000	582	545,916,000	
3864 三菱製紙	938,000	146	136,948,000	
3865 北越製紙	938,000	602	564,676,000	
3893 日本製紙グループ本社	938	406,000	380,828,000	
4004 昭和電工	938,000	261	244,818,000	
4005 住友化学	938,000	511	479,318,000	
4010 三菱化学	938,000	314	294,532,000	
4021 日産化学工業	938,000	1,155	1,083,390,000	
4041 日本曹達	938,000	351	329,238,000	
4042 東ソー	938,000	452	423,976,000	
4045 東亜合成	938,000	447	419,286,000	
4061 電気化学工業	938,000	392	367,696,000	

(単位:株、円)

4063	信越化学工業	938,000	4,040	3,789,520,000
4151	協和発酵工業	938,000	698	654,724,000
4183	三井化学	938,000	636	596,568,000
4208	宇部興産	938,000	220	206,360,000
4272	日本化薬	938,000	593	556,234,000
4324	電通	9,380	270,000	2,532,600,000
4452	花王	938,000	2,570	2,410,660,000
4501	三共	938,000	2,140	2,007,320,000
4502	武田薬品工業	938,000	5,320	4,990,160,000
4503	アステラス製薬	938,000	3,810	3,573,780,000
4505	第一製薬	938,000	2,435	2,284,030,000
4506	大日本製薬	938,000	1,042	977,396,000
4507	塩野義製薬	938,000	1,462	1,371,356,000
4519	中外製薬	938,000	1,671	1,567,398,000
4523	エーザイ	938,000	3,650	3,423,700,000
4543	アールモ	938,000	3,120	2,926,560,000
4689	ヤフー	938	212,000	198,856,000
4704	トレンドマイクロ	938,000	3,690	3,461,220,000
4901	富士写真フイルム	938,000	3,530	3,311,140,000
4902	ロニミノルタホールディングス	938,000	1,033	968,954,000
4911	資生堂	938,000	1,388	1,301,944,000
5001	新日本石油	938,000	742	695,996,000
5002	昭和シェル石油	938,000	1,100	1,031,800,000
5016	新日鉱ホールディングス	938,000	641	601,258,000
5101	横浜ゴム	938,000	471	441,798,000
5108	ブリヂストン	938,000	2,145	2,012,010,000
5201	旭硝子	938,000	1,172	1,099,336,000
5202	日本板硝子	938,000	438	410,844,000
5232	住友大阪セメント	938,000	275	257,950,000
5233	太平洋セメント	938,000	280	262,640,000
5301	東海カーボン	938,000	464	435,232,000
5332	TOYO	938,000	865	811,370,000
5333	日本ガイシ	938,000	1,117	1,047,746,000
5401	新日本製鐵	938,000	259	242,942,000
5405	住友金属工業	938,000	187	175,406,000
5406	神戸製鋼所	938,000	198	185,724,000
5411	JFEホールディングス	93,800	2,710	254,198,000
5631	日本製鋼所	938,000	307	287,966,000
5701	日本軽金属	938,000	261	244,818,000
5706	三井金属	938,000	502	470,876,000
5707	東邦亜鉛	938,000	330	309,540,000
5711	三菱マテリアル	938,000	255	239,190,000
5713	住友金属鉱山	938,000	743	696,934,000
5714	同和鉱業	938,000	721	676,298,000
5715	古河機械金属	938,000	137	128,506,000
5801	古河電気工業	938,000	443	415,534,000
5802	住友電気工業	938,000	1,141	1,070,258,000
5803	フジクラ	938,000	518	485,884,000
5901	東洋紡	938,000	1,824	1,710,912,000
6103	オークマ	938,000	685	642,530,000
6301	コマツ	938,000	864	810,432,000
6302	住友重機械工業	938,000	556	521,528,000
6326	クボタ	938,000	633	593,754,000
6361	住友	938,000	399	374,262,000
6366	千代田化工建設	938,000	1,295	1,214,710,000
6367	ダイキン工業	938,000	2,705	2,537,290,000
6471	日本精工	938,000	550	515,900,000
6472	N T N	938,000	596	559,048,000

6473	光洋精工	938,000	1,499	1,406,062,000
6479	ミネベア	938,000	444	416,472,000
6501	日立製作所	938,000	656	615,328,000
6502	東芝	938,000	436	408,968,000
6503	三菱電機	938,000	585	548,730,000
6504	富士電機ホールディングス	938,000	337	316,106,000
6508	明電舎	938,000	262	245,756,000
6674	ジーエス・ユアサ コーポレーション	938,000	222	208,236,000
6701	NEC	938,000	604	566,552,000
6702	富士通	938,000	585	548,730,000
6703	沖電気工業	938,000	373	349,874,000
6752	松下電器産業	938,000	1,680	1,575,840,000
6753	シャープ	938,000	1,680	1,575,840,000
6758	ソニー	938,000	3,940	3,695,720,000
6762	TDK	938,000	7,750	7,269,500,000
6764	三洋電機	938,000	279	261,702,000
6767	ミツミ電機	938,000	1,124	1,054,312,000
6770	アルプス電気	938,000	1,661	1,558,018,000
6773	パイオニア	938,000	1,755	1,646,190,000
6796	クラリオン	938,000	191	179,158,000
6841	横河電機	938,000	1,299	1,218,462,000
6857	アドバンテクト	938,000	8,280	7,766,640,000
6902	デンソー	938,000	2,545	2,387,210,000
6952	カシオ計算機	938,000	1,504	1,410,752,000
6954	フアナック	938,000	6,730	6,312,740,000
6971	京セラ	938,000	8,210	7,700,980,000
6976	太陽誘電	938,000	1,211	1,135,918,000
6991	松下電工	938,000	910	853,580,000
7003	三井造船	938,000	223	209,174,000
7004	日立造船	938,000	143	134,134,000
7011	三菱重工	938,000	278	260,764,000
7012	川崎重工	938,000	207	194,166,000
7013	石川島播磨重工業	938,000	162	151,956,000
7201	日産自動車	938,000	1,094	1,026,172,000
7202	いすゞ自動車	938,000	292	273,896,000
7203	トヨタ自動車	938,000	3,900	3,658,200,000
7205	日野自動車	938,000	632	592,816,000
7211	三菱自動車	938,000	142	133,196,000
7231	トピー工業	938,000	366	343,308,000
7261	マツダ	938,000	405	379,890,000
7267	ホンダ	938,000	5,440	5,102,720,000
7269	スズキ	938,000	1,752	1,643,376,000
7270	富士重工業	938,000	451	423,038,000
7731	ニコン	938,000	1,208	1,133,104,000
7733	オリンパス	938,000	2,150	2,016,700,000
7751	キヤノン	938,000	5,880	5,515,440,000
7752	リコー	938,000	1,756	1,647,128,000
7762	シチズン時計	938,000	992	930,496,000
7911	凸版印刷	938,000	1,124	1,054,312,000
7912	大日本印刷	938,000	1,758	1,649,004,000
7961	ヤマハ	938,000	1,712	1,605,856,000
8001	伊藤忠商事	938,000	550	515,900,000
8002	丸紅	938,000	375	351,750,000
8003	トーマン	938,000	167	156,646,000
8031	三井物産	938,000	1,014	951,132,000
8035	東京エレクトロン	938,000	5,940	5,571,720,000
8053	住友商事	938,000	907	850,766,000

8058	三菱商事	938,000	1,501	1,407,938,000
8183	セブーン・イレブン・ジャパン	938,000	3,110	2,917,180,000
8233	高島屋	938,000	953	893,914,000
8238	伊勢丹	938,000	1,396	1,309,448,000
8252	丸井	938,000	1,509	1,415,442,000
8253	クレディセゾン	938,000	3,660	3,433,080,000
8264	イトーヨーカ堂	938,000	3,720	3,489,360,000
8267	イオン	938,000	1,664	1,560,832,000
8306	三菱東京フィナンシャル・グループ	938	936,000	877,968,000
8307	UFJホールディングス	938	574,000	538,412,000
8308	りそなホールディングス	938,000	208	195,104,000
8309	三井トラスト・ホールディングス	938,000	1,127	1,057,126,000
8316	三井住友フィナンシャルグループ	938	740,000	694,120,000
8331	千葉銀行	938,000	718	673,484,000
8332	横浜銀行	938,000	622	583,436,000
8355	静岡銀行	938,000	948	889,224,000
8403	住友信託銀行	938,000	668	626,584,000
8404	みずほ信託銀行	938,000	178	166,964,000
8411	みずほフィナンシャルグループ	938	522,000	489,636,000
8583	日本信販	938,000	520	487,760,000
8601	大和証券グループ本社	938,000	686	643,468,000
8603	日興コーディアルグループ	938,000	478	448,364,000
8604	野村ホールディングス	938,000	1,350	1,266,300,000
8606	新光証券	938,000	350	328,300,000
8752	三井住友海上火災保険	938,000	965	905,170,000
8755	損保ジャパン	938,000	1,061	995,218,000
8766	ミレアホールディングス	938	1,430,000	1,341,340,000
8801	三井不動産	938,000	1,209	1,134,042,000
8802	三菱地所	938,000	1,172	1,099,336,000
8803	平和不動産	938,000	438	410,844,000
8830	住友不動産	938,000	1,202	1,127,476,000
9001	東武鉄道	938,000	401	376,138,000
9005	東京急行電鉄	938,000	482	452,116,000
9007	小田急電鉄	938,000	577	541,226,000
9008	京王電鉄	938,000	587	550,606,000
9009	京成電鉄	938,000	532	499,016,000
9020	東日本旅客鉄道	938	555,000	520,590,000
9021	西日本旅客鉄道	938	367,000	344,246,000
9062	日本通運	938,000	483	453,054,000
9064	ヤマト運輸	938,000	1,509	1,415,442,000
9101	日本郵船	938,000	604	566,552,000
9104	商船三井	938,000	682	639,716,000
9107	川崎汽船	938,000	644	604,072,000
9202	全日本空輸	938,000	337	316,106,000
9205	日本航空	938,000	300	281,400,000
9301	三菱倉庫	938,000	1,073	1,006,474,000
9432	日本電信電話	938	455,000	426,790,000
9433	KDDI	9,380	507,000	4,755,660,000
9437	N T T ドコモ	938	168,000	157,584,000
9501	東京電力	93,800	2,560	240,128,000
9502	中部電力	93,800	2,570	241,066,000
9503	関西電力	93,800	2,135	200,263,000
9531	東京ガス	938,000	415	389,270,000
9532	大阪ガス	938,000	340	318,920,000
9605	東映	938,000	550	515,900,000
9613	N T T データ	9,380	359,000	3,367,420,000
9681	東京ドーム	938,000	621	582,498,000
9735	セコム	938,000	4,740	4,446,120,000

9737	C S K	938,000	4,190	3,930,220,000
9766	コナミ	938,000	2,240	2,101,120,000
9984	ソフトバンク	938,000	3,940	3,695,720,000
	合計	192,798,396		255,891,746,600

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前中間計算期間(平成 16 年 6 月 17 日から平成 16 年 12 月 16 日まで)及び当中間計算期間(平成 17 年 6 月 17 日から平成 17 年 12 月 16 日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書


平成17年1月25日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中


中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藤間義雄 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド225の平成16年6月17日から平成16年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックスファンド225の平成16年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成16年6月17日から平成16年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

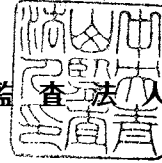
以上

独立監査人の中間監査報告書

平成18年1月17日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中


中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

藤間義雄 

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鳥飼裕一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスファンド225の平成17年6月17日から平成17年12月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックスファンド225の平成17年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年6月17日から平成17年12月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

インデックスファンド2.2.5

(1) 【中間貸借対照表】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		前中間計算期間末 平成16年12月16日現在	当中間計算期間末 平成17年12月16日現在
資産の部		金額	金額
I 流動資産			
金銭信託		340,294,608	799,954,586
コール・ローン		3,132,250,887	3,500,589,686
親投資信託受益証券		229,538,854,317	236,929,793,265
派生商品評価勘定		14,282,822	-
未収入金		580,000,000	-
前払金		-	57,460,000
差入委託証拠金		56,400,000	52,140,000
流動資産合計		233,662,082,634	241,339,937,537
資産合計		233,662,082,634	241,339,937,537
負債の部			
I 流動負債			
派生商品評価勘定		2,436,543	59,322,952
前受金		13,890,000	-
未払金		-	503,344,517
未払解約金		1,200,864,547	680,557,700
未払委託者報酬		119,703,266	117,459,281
未払委託者報酬		502,753,975	493,329,255
その他未払費用		2,047,049	2,020,121
流動負債合計		1,841,695,380	1,856,033,826
負債合計		1,841,695,380	1,856,033,826
純資産の部			
I 元本			
元本		805,015,810,706	597,323,172,175
II 剰余金			
中間欠損金		573,195,423,452	357,839,268,464
(うち分配準備積立金)		(1,738,375,455)	(1,107,213,832)
剰余金合計		△573,195,423,452	△357,839,268,464
純資産合計		231,820,387,254	239,483,903,711
負債・純資産合計		233,662,082,634	241,339,937,537

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

科目	期別 注記 番号	(単位:円)	
		前中間計算期間 自平成16年12月16日 至平成16年12月16日	当中間計算期間 自平成17年6月17日 至平成17年12月16日
経常損益の部		金額	金額
営業損益の部			
I 営業収益			
受取利息		11,376	9,114
有価証券売買等損益		△12,651,750,435	64,279,225,716
派生商品取引等損益		14,513,762	533,962,875
営業収益合計		△12,637,225,297	64,813,197,705
II 営業費用			
受託者報酬		119,703,266	117,459,281
委託者報酬		502,753,975	493,329,255
その他費用		2,047,049	2,020,121
営業費用合計		624,504,290	612,808,657
営業利益又は営業損失(△)		△13,261,729,587	64,200,389,048
経常利益又は経常損失(△)		△13,261,729,587	64,200,389,048
中間純利益又は中間純損失(△)		△13,261,729,587	64,200,389,048
III 中間一部解約に伴う中間純利益分配額		-	9,700,512,389
III 中間一部解約に伴う中間純損失分配額		537,311,964	-
IV 期首欠損金		510,192,757,075	529,163,305,580
V 欠損金減少額		45,557,013,162	181,580,465,400
(中間一部解約に伴う欠損金減少額)		(45,557,013,162)	(181,580,465,400)
(中間追加信託に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
VI 欠損金増加額		95,835,261,916	64,756,304,943
(中間一部解約に伴う欠損金増加額)		(-)	(-)
(中間追加信託に伴う欠損金増加額)		(95,835,261,916)	(64,756,304,943)
VII 分配金			
VIII 中間欠損金		573,195,423,452	357,839,268,464

重要な会計方針

項目	期別	前中間計算期間 自 平成16年6月17日 至 平成16年12月16日	当中間計算期間 自 平成17年6月17日 至 平成17年12月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 同左	デリバティブ取引 同左

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	前中間計算期間末 平成16年12月16日現在	当中間計算期間末 平成17年12月16日現在
1. 期首元本額	735,218,312,987 円	756,649,641,356 円
期中追加設定元本額	135,349,393,111 円	100,861,006,086 円
期中解約元本額	65,551,895,392 円	260,187,475,267 円
2. 元本の欠損		
中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は573,195,423,452円です。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は357,839,288,464円です。	

(中間損益及び剰余金計算書関係)

	前中間計算期間 自 平成16年6月17日 至 平成16年12月16日	当中間計算期間 自 平成17年6月17日 至 平成17年12月16日
該当事項はありません。		該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(単位:円)

区分	種類	前中間計算期間末(平成16年12月16日現在)		評価損益
		契約額等 うち1年超	時価	
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,265,190,000	2,277,600,000	12,410,000
合計		2,265,190,000	2,277,600,000	12,410,000

(単位:円)

区分	種類	当中間計算期間末(平成17年12月16日現在)		評価損益
		契約額等 うち1年超	時価	
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,329,840,000	2,271,000,000	△58,840,000
合計		2,329,840,000	2,271,000,000	△58,840,000

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

	前中間計算期間末 平成16年12月16日現在	当中間計算期間末 平成17年12月16日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0,2880 円 (2,880 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0,4009 円 (4,009 円)

(参考)

当ファンドは「インデックスマザーファンド2225」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「インデックスマザーファンド2225」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

インデックスマザーファンド2225

貸借対照表

科目	対象年月日	(単位:円)	
		平成16年12月16日現在	平成17年12月16日現在
	注記番号	金額	金額
資産の部			
I 流動資産			
コール・ローン		682,113,419	1,150,156,566
株式		259,187,584,600	275,807,258,700
派生商品評価勘定		2,663,025	-
未収入金		523,658,600	500,360,000
未配当金		11,559,600	3,732,300
前払金		-	7,170,000
流動資産合計		260,387,579,244	277,468,677,566
資産合計		260,387,579,244	277,468,677,566
負債の部			
I 流動負債			
派生商品評価勘定		-	7,055,103
前受金		3,400,000	-
未払金		-	1,131,032,186
未払解約金		580,450,000	109,700,000
流動負債合計		583,850,000	1,247,787,289
負債合計		583,850,000	1,247,787,289
純資産の部			
I 元本			
元本		249,815,807,207	189,076,910,721
II 剰余金			
剰余金		9,987,922,037	87,143,979,556
剰余金合計		9,987,922,037	87,143,979,556
純資産合計		259,803,729,244	276,220,890,277
負債・純資産合計		260,387,579,244	277,468,677,566

重要な会計方針

項目	対象期間	自平成16年6月17日 至平成16年12月16日	自平成17年6月17日 至平成17年12月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	対象期間	自平成16年6月17日 至平成16年12月16日	自平成17年6月17日 至平成17年12月16日
	有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)又は証券取引所が発表する基準値で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合は、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融機関の提示する価額(ただし、売買相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額をいづれから入手した価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

注記事項

(1口当たり情報)

平成16年12月16日現在		平成17年12月16日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0400 円 (10,400 円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,4609 円 (14,609 円)

(貸借対照表関係)

区 分	平成16年12月16日現在		平成17年12月16日現在	
	期首	平成16年6月17日	期首	平成17年6月17日
1. 期首	期首元本額	231,361,690,441 円	期首元本額	235,603,087,301 円
	期首からの追加設定元本額	21,926,705,784 円	期首からの追加設定元本額	3,514,838,818 円
	期首からの解約元本額	3,472,589,018 円	期首からの解約元本額	50,041,015,398 円
平成16年12月16日現在の元本の内訳 ※			平成17年12月16日現在の元本の内訳 ※	
インデックスファンド225	220,710,436,844 円		インデックスファンド225	162,180,705,911 円
インデックスファンド225	28,011,555,877 円		インデックスファンド225	25,677,220,605 円
V A (適格機関投資家向け)			V A (適格機関投資家向け)	
年金積立 インデックスファンド	1,093,814,486 円		年金積立 インデックスファンド	1,218,984,205 円
225	(合計) 249,815,807,207 円		225	(合計) 189,076,910,721 円
2. 担保資産			2. 担保資産	
デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券と			デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券と	
して担保に供している資産は次の通りであります。			して担保に供している資産は次の通りであります。	
株式	371,500,000 円		株式	403,000,000 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(デリバティブ取引関係)
取引の時価等に関する事項

区 分	種 類	平成16年12月16日現在		時 価	評価損益
		契 約 額 等	うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	610,360,000	-	613,200,000	2,840,000
合計		610,360,000	-	613,200,000	2,840,000

(単位:円)

区 分	種 類	平成17年12月16日現在		時 価	評価損益
		契 約 額 等	うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	370,320,000	-	363,360,000	△6,960,000
合計		370,320,000	-	363,360,000	△6,960,000

(単位:円)

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しています。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定します。
2. 先物取引の残高表示は契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 18 年 4 月 28 日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	264,171,699,000 円
負債総額	1,060,485,225 円
純資産総額 (-)	263,111,213,775 円
発行済数量	587,110,208,324 口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.4481 円

(参考) インデックス マザーファンド 2 2 5

純資産額計算書

資産総額	303,667,509,074 円
負債総額	1,725,989,200 円
純資産総額 (-)	301,941,519,874 円
発行済数量	184,519,303,294 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.6364 円

第 5【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第 8 計算期間	286,324,331,351	312,779,635,142
第 9 計算期間	132,474,014,832	125,733,330,183
第 10 計算期間	98,960,513,808	78,434,479,158
第 11 計算期間	94,421,362,807	105,126,743,731
第 12 計算期間	62,927,721,102	111,313,740,164
第 13 計算期間	302,589,396,148	37,811,505,608
第 14 計算期間	351,395,097,896	113,642,888,421
第 15 計算期間	286,131,639,594	119,791,583,062
第 16 計算期間	268,852,455,959	348,498,909,136
第 17 計算期間	265,346,884,328	243,915,555,959



日興AMmobile

▶ 携帯電話サイトアドレス ◀
<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード

日興AM*mobile*



▶ 携帯電話サイトアドレス ◀

<http://www.nikkoam.com/i/>



QRコード